

# 許認可等現況表について

平成26年1月21日  
総務省行政評価局

# 許認可等現況表について

許認可等現況表とは、国民の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するものを、各府省の協力を得て取りまとめたもの。

(根拠：昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（別紙1）)

## (把握の概要)

- 範囲：法律、政令、省令、告示にある国の許認可等
  - 数え方：許可、認可、届出等の用語ごとに1事項
  - 時点：毎年度末（隔年集計）
- ※ 許認可等現況表のサンプル（別紙2）
  - ※ 直近の概要資料（参考資料1）
  - ※ 規制の事前評価の件数と許認可等現況表における許認可等の数の考え方（参考資料2）

## (最近の議論)

- 規制・制度改革委員会最終報告書（平成24年12月）（別紙3）

「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の  
実施方針について」(昭和60年12月28日閣議決定)(抄)

4 行政事務

(1) 許認可等

ア 許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和60年度末を目途にその作業を終了することとし、以降、毎年1回、必要な補正を行うこととする。

許認可等現況表（平成24年3月31日現在）抄

（別紙2）

NO		所管省庁等名	所管局等名	事項名	根拠法令等条項	処分権者	許認可等の対象者等	所管部課名	許認可等の有効期間	用語区分
1	01020001	内閣府	大臣官房 （公益認定等委員会事務局／公益法人行政担当室）	一般社団法人又は一般財団法人の公益認定	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第4条	内閣総理大臣（部局長） ／都道府県知事	一般社団法人又は一般財団法人	公益法人行政担当室		認定
2	01020002	内閣府	大臣官房 （公益認定等委員会事務局／公益法人行政担当室）	公益社団法人又は公益財団法人の変更の認定 （1）公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所（従たる事務所の新設又は廃止を含む。） （2）公益目的事業の種類又は内容 （3）収益事業等の内容	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第11条第1項	内閣総理大臣（部局長） ／都道府県知事	公益社団法人又は公益財団法人	公益法人行政担当室		認定
3	01020003	内閣府	大臣官房 （公益認定等委員会事務局／公益法人行政担当室）	公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出 （1）名称又は代表者の氏名 （2）第11条第1項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更 （3）定款（第11条第1項各号に掲げる変更及び前2号に掲げる変更に係るものを除く。）等	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第13条第1項	内閣総理大臣（部局長） ／都道府県知事	公益社団法人又は公益財団法人	公益法人行政担当室		届出
4	01020004	内閣府	大臣官房 （公益認定等委員会事務局／公益法人行政担当室）	財産目録等の提出	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第22条第1項	内閣総理大臣（部局長） ／都道府県知事	公益社団法人又は公益財団法人	公益法人行政担当室		提出
5	01020005	内閣府	大臣官房 （公益認定等委員会事務局／公益法人行政担当室）	合併等の届出 （1）合併（変更の認定の申請をする場合又は合併による地位を承継の認可を申請する場合を除く。） （2）事業の全部又は一部の譲渡 （3）公益目的事業の全部の廃止	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第24条第1項	内閣総理大臣（部局長） ／都道府県知事	公益社団法人又は公益財団法人	公益法人行政担当室		事前届出

（番号） 01020005

01 → 府省番号

02 → 部局番号

0005 → 許認可等番号（部局ごとに連番）

### 許認可等の数え方

《公益社団法人又は公益財団法人に関する  
許認可等》

- ① 一般社団法人又は一般財団法人の  
公益認定
- ② 公益社団法人又は公益財団法人の  
変更の認定
- ③ 公益社団法人又は公益財団法人の  
変更の届出

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年六月二日  
法律第四十九号)

(公益認定)

第四条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の  
認定を受けることができる①。

(変更の認定)

第十一条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の  
認定を受けなければならない②。ただし、内閣府令で定める軽微な変更  
については、この限りでない。

一 公益目的事業を行う都道府県の区域(定款で定めるものに限る。)又  
は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更(従たる事務所  
の新設又は廃止を含む。)

二 公益目的事業の種類又は内容の変更

三 収益事業等の内容の変更

2～4 略

(変更の届出)

第十三条 公益法人は、次に掲げる変更(合併に伴うものを除く。)があ  
つたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁  
に届け出なければならない③。

一 名称又は代表者の氏名の変更

二 第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更

三 定款の変更(第十一条第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変  
更に係るものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更  
2 略

# 更なる規制・制度改革の 推進に向けて

規制・制度改革委員会の成果と今後の改革課題

平成 24 年 12 月

内閣府行政刷新会議

規制・制度改革委員会

## 第2 規制・制度改革を推進する具体的な「仕組み」の考え方

- 規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組みの構築については、「規制」は既に政策評価法に基づく政策評価の対象であり、事前評価については一定の実績があることから、これを活用・拡充することにより実現することが適当であると考えられる。  
この場合、PDCAサイクルとして機能するよう既存の取組を再構築するとともに、我が国の規制・制度改革を推進する上で特に重要と考えられるものについては、規制・制度改革担当大臣又は委員会が関与することにより、その成果向上を図る仕組みが必要である。
- 一方、委員会においては、社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的見直しを図るため、広聴・検討・調整を経て概ね6月頃の閣議決定を目指す「年度サイクル」の定常化に取り組んでいる。  
この年度サイクルを機能させ、その成果をさらに高めていくためには、各府省庁等が主体的・積極的に取り組む体制の在り方等を具体化するとともに、委員会と緊密に連携・協働する仕組みを構築することが必要である。
- 規制・制度改革を不断に推進し、実現性・実効性を高めるためには、こうした2つのサイクルの確立が不可欠である。また、その活動は、それぞれ独立するのではなく、図1に示すように、車の両輪として互いに補い合う形で実施することが適当である。  
すなわち、国民の声、事業者要望等を定期的・横断的な見直しのPDCAサイクルに反映し、同時に、政策評価や統一的把握の結果を規制・制度改革の年度サイクルに活用していくことが重要である。

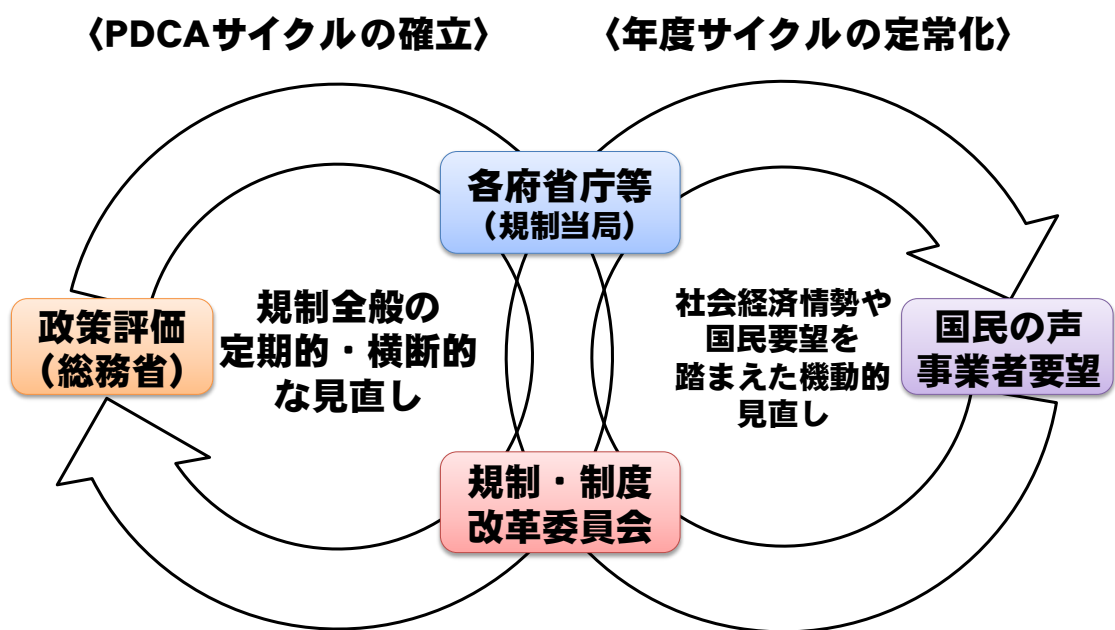


図1 定期的・横断的見直しを実現するための2つのサイクル



### 第3 政策評価の仕組みを活用した「PDCAサイクルの確立」

#### ＜具体的な進め方＞

「PDCAサイクルの確立」（図1左側）については、次のような手順で進める。（図2及び図3参照）

- 1 各府省庁等は、総務省が実施する「許認可等の統一的把握」作業において、既存の規制（許認可等）の見直し（事後評価）時期を明らかにしなければならない。
- 2 規制・制度改革担当大臣は、社会経済情勢等を踏まえ、改革を推進する上で重要な規制・制度の項目を選定し、当該項目及び当該項目を選定した理由を総務大臣に通知する。
- 3 各府省庁等は、
  - ① 1のスケジュールに基づいた規制の定期的な見直し（事後評価）を実施したとき
  - ② 規制の新設・改廃を行う場合において、事前評価を実施したときは、これらを公表するとともに、総務省による点検活動等のために必要な時間的余裕をもって、総務省に送付する。
- 4 総務大臣は各府省庁等の規制・制度に係る政策評価の点検を行った場合には、2に該当する重要な規制・制度の項目については、規制・制度改革担当大臣に通知する。
- 5 規制・制度改革担当大臣は、必要があると認めるときには、総務大臣に対し、政策評価法第12条第2項の規定に基づく再評価等を行うことを求める。
- 6 総務大臣は、これを踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会に諮った上で、必要に応じて規制当局による再評価や総務省による評価等を実施する。
- 7 各府省庁等は、評価結果を当該規制に反映した上で、閣議決定・国会審議等を経て、施行する。